

# 官公庁の情報システム調達における総合評価落札方式の落札者決定 基準の基礎理論

## Basic theory of successful bidder determination criteria for comprehensive evaluation successful bid method in information system procurement of

### government offices

岩崎和隆<sup>†</sup>

Kazutaka Iwasaki<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 神奈川県庁

<sup>†</sup> Kanagawa Prefectural Government.

#### 要旨

菅内閣の発足に伴い、政府はデジタル庁の創設を目指し、デジタル庁が、今後、デジタル・ガバメントを推進していくと考えられるところ、その推進にあたり、官公庁の情報システム調達制度の問題は、避けては通れない。調達では、価格だけでなく、受注希望者のプロジェクト遂行能力や仕様を上回る追加サービスを考慮して総合的に優れた者を受注者とする総合評価落札方式を採用することが一般的であるが、プロジェクト遂行能力の劣る者を受注者としてしまい、情報システム開発プロジェクトが失敗したり、プロジェクトが難航することが政府の報告書や先行研究で明らかになっている。本稿では、総合評価落札方式における受注者の選定基準である落札者決定基準について、総合点の算出式の合理性を検討し、現在主流になっている加算方式の論理矛盾を明らかにする。そして、筆者が考案した新たな方式が、合理的かつ情報システム開発プロジェクトの成功率向上に資することを明らかにする。

## 1. はじめに

安倍晋三氏の内閣総理大臣退任に伴い、自由民主党の総裁選が行われた。総裁選では、菅義偉氏がデジタル庁新設など行政の縦割り廃止を、岸田文雄氏がデータ庁設立を政策として掲げた[1]。与党のトップを選ぶ総裁選で、ITがこれほど注目されたことはなく、画期的な出来事である。2020年9月16日に内閣総理大臣に就任した菅義偉氏は、デジタル庁の創設を目指すとしている。このデジタル庁は、民間企業のDXだけでなく、デジタル・ガバメントを推進していくものと考えられる。

デジタル・ガバメントの推進にあたり、避けて通れないのが、特許庁情報システムに関する技術検証委員会[2]が特許庁運営基盤システム開発プロジェクト失敗の一因とした、官公庁の情報システム調達制度の問題である。本稿では、総合評価落札方式における落札者決定基準の変遷を振り返るとともに、現在、落札者決定基準において主流となっている加算方式について、その算出式が合理性を欠くことを明らかにする。そして、筆者が考案した新たな方式が、算出式に合理性があり、かつ、情報システム開発プロジェクトの成功率向上に資することを明らかにする。

## 2. 総合評価落札方式及び落札者決定基準とは

官公庁の情報システム調達において受注者を選定するとき、現在では、総合評価落札方式やプロポーザル方式随意契約が主流になっている。この2つの方式は、官公庁の情報システム調達制度と情報システム開発プロジェクトの成否の関係を検討するにあたり、特段、区別して論じる必要はないので、本稿では、総合評価落札方式について論じることとし、具体的な事例では、総合評価落札方式のものだけでなく、プロポーザル方式随意契約のものも参照することとする。

総合評価落札方式では、発注者が、入札公告時に定めた落札者決定基準に基づき、受注希望者からの提案書と価格をもとに受注者を決定する。総合評価落札方式では、理論上、価格以外の様々な要素を評価要素にすることが可能であるが、官公庁の情報システム調達では、一般的に、受注希望者のプロジェクト遂行能力と必須仕様を上回る追加サービスを評価要素とすることが多い。

そして、総合評価落札方式と対比されるものとして、仕様を固定して価格だけで受注者を決める最低価格落札方式がある。

### 3. 官公庁情報システムにおける調達問題の深刻さ

官公庁の情報システム調達において、如何にしてプロジェクト遂行能力の高い受注者を選定するかは、発注者の大きな悩みの一つと言ってよい。筆者の実務家としての経験から、プロジェクト遂行能力の高い受注者を選定できるか否かにより、情報システム開発プロジェクトの結果が大きく左右される。筆者は、官公庁の情報システム開発プロジェクトにおいて、最大の難関と考えている。

総合評価落札方式を用いたにもかかわらず、プロジェクト遂行能力の劣る者を受注者に選定し、それがプロジェクト失敗の一因とされた特許庁運営基盤システム開発プロジェクト[2]、あるいはプロポーザル方式随意契約を採用したにもかかわらず、プロジェクト開始後に受注者のプロジェクト遂行能力に問題があることが判明し、プロジェクトが難航した地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事給与システム開発プロジェクト[3]の事例が報告されている。

また、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」と言う。）は、地方公共団体からの情報システムの開発及び運用の課題等に関する相談や照会に対し、専門家のアドバイスや先進事例でのノウハウの提供が必要な場合に、無料で地方支援アドバイザーの派遣を行っている[4]ところ、令和元年度の活用事例の1つ目に、「基幹系システムの更新を予定しているが、適切な業者選定を行うために、適切な仕様書、要求定義、評価基準の作成の仕方を教えて欲しい。また、各事業者から提出された提案書に対しての意見を頂きたい。」との相談が掲載されている[5]。受注者の選定が地方公共団体の情報システム調達において、大きな課題となっている様子が窺える。

以上のことから、官公庁の情報システム調達においては、プロジェクト遂行能力を有する受注者を選定することが、必ずしも容易でないことが分かる。総合評価落札方式は、最低価格落札方式との対比で、「安かろう悪かろう」を避けるためのものであるが、必ずしも、「悪かろう」を回避できていないのである。言い換えると、総合評価落札方式を採用したとき、プロジェクト遂行能力を有する受注者を選定する方法は、確立していないのである。

### 4. 情報システム調達における落札者決定基準に係る先行研究と本研究の位置づ

#### け

#### 4.1. 先行研究

情報システム調達における落札者決定基準に係る先行研究としては、福井[6]、森[7]が、のちに説明する除算方式の問題点を指摘している。森田[8]、津田[9]は2012年に発表された業界からの改善要望を紹介している。また、津田は、国と地方公共団体の落札者決定基準を例に、様々な分析を行っている。

政府による特許庁運営基盤システム開発プロジェクトの検証である特許庁情報システムに関する技術検証委員会や、岩崎（2012）[3]、岩崎（2013）[10]、岩崎（2017）[11]、岩崎（2018）[12]は、情報システム開発プロジェクトの成否という視点から落札者決定基準について論じている。情報システム開発プロジェクトの成否という視点から落札者決定基準を研究するとき、課題が2つある。一つは、受注希望者のプロジェクト遂行能力の適切な評価である。もう一つは、落札者決定基準には、受注希望者のプロジェクト遂行能力の評価結果だけでなく、入札価格や受注希望者が提案書において提供を約束する追加サービスなどの評価要素があるところ、各評価要素、特に前者を落札者決定基準においてどのように位置づけるか、ということである。

特許庁情報システムに関する技術検証委員会は両方を取扱っており、岩崎（2012）、岩崎（2013）、岩崎（2018）は前者を、岩崎（2017）は後者を取り扱っている。

## 4.2. 本研究の位置づけ

本研究は、特許庁情報システムに関する技術検証委員会、岩崎（2017）と同様に情報システム開発プロジェクトの成否という視点から、受注希望者のプロジェクト遂行能力の評価結果を、落札者決定基準においてどのように位置づけるかを研究する。そして、先行研究と異なり、従来の落札者決定基準の算出式の意味を検討し、その理論矛盾を明らかにした上で、新たな算出式を導き出している。たとえば、 $1+1$ は2であるが、りんご1個と1時間を足して2という答えを求めても、この2という数字には意味がない。このように、本研究では、算出式の合理性に着目しているところが、先行研究と異なる。なお、算出式の合理性を追究するあまり、情報システム開発プロジェクトの成否に悪影響を与えては本末転倒であるため、情報システム開発プロジェクトの成功率向上を目的としつつ、算出式の合理性を追究することとした。

## 5. 落札者決定基準の算出式の変遷

### 5.1. 除算方式

情報システム調達に総合評価落札方式が用いられるようになったとき、最初に採用された落札者決定基準の算出式は、除算方式であり、国で加算方式が認められたのは、2002年からである[13][14]。これは、受注希望者の提案のうち、入札価格以外のものを技術点に換算するものである。また、技術点の算出にあたり、必須要件を満たしたときに基礎点を与え、必須要件以外の提案は加算点に換算[14][15]することとしている。これを数式にすると、次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{総合点} &= \text{技術点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

この除算方式には2つの問題がある。ひとつは、福井、森が指摘するとおり、除算方式では、技術点が低くても、入札価格がそのデメリットを打ち消すほど安いと、受注できてしまうことである。たとえば、A社の技術点が1,000点満点で900点、入札価格が9億円であり、B社の技術点が500点、入札価格が1億円であれば、A社の総合点は、 $900 \text{点} \div 9 \text{億点} = 1 \times 10^{-6}$ 点、B社は、 $500 \text{点} \div 1 \text{億点} = 5 \times 10^{-6}$ 点となり、B社がA社の5倍の総合点となる。

もうひとつの問題は、この算出式の意味の合理性である。情報システム関係のガイドラインでは、除算方式の算出式の意味を説明したものがみあたらない[15][16][17]。公共工事では、この算出式により求められる総合点を、Value for Moneyの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標としており、これにより、税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供することを目的とするとしている。そして、基礎点100点に対し、加算点は、10～50点の範囲で決めるとしている[18]。

公共工事のように、受注者選定にあたり、プロジェクト失敗の可能性を考慮しなくてよい分野であれば、この算出式には一定の合理性がある。しかし、官公庁の情報システム調達のように、プロジェクトの成功率向上を考慮して受注者を選定する必要がある分野では、加算点で受注希望者のプロジェクト遂行能力を評価することが多い。そして、加算点の全部又は一部が受注希望者のプロジェクト遂行能力評価であるときには、この算出式において基礎点と加算点を合算し、それを入札価格で除することに、算出式としての合理的な意味を見出せなくなる。要するに、公共工事と官公庁の情報システム調達では、加算点の中身が異なるため、公共工事では意味のある算出式であっても、官公庁の情報システム調達では意味のない算出式になるのである。

### 5.2. 加算方式

国の情報システム調達において、加算方式が認められるようになったのは、2002年からである[13]。

国では、この方式を採用しており[14]、地方公共団体でも主流になっている。加算方式では、受注希望者の提案のうち、入札価格が安いほど価格点を高くし、入札価格以外の評価要素を技術点に換算する[14]。なお、国では価格点を入札価格から算出する[14]が、地方公共団体や地方独立行政法人では、そのような制度上の制約がないため、たとえば、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の実施した人事給与システム開発委託の落札者決定基準では、入札価格である開発費用の他、入札価格でない5年間の運用費用と例示ケースでの情報システム改修費用を価格点としている[3]。

加算方式の算出式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{総合点} &= \text{技術点} + \text{価格点} \\ &= \text{基礎点} + \text{加算点} + \text{価格点} \end{aligned}$$

なお、基礎点では差がつかないため、地方公共団体では、基礎点をなくしていることが多い。実際の落札者決定基準では、栃木県など[19~30]が、調達ガイドラインでは益田市[31]が、基礎点を設けていないことを確認できる。なお、実際の落札者決定基準では、地方独立行政法人の事例であるが、地方独立行政法人広島市立病院機構 [32]が、調達ガイドラインでは鳥取県[33]が基礎点を設けていることを確認できる。ただし、基礎点の有無は、さほど問題ではない。国の最新のガイドラインである平成25年7月19日調達関係省庁申合せ[34]では基礎点が必須であるが、厚生労働省労働基準局労災保険業務課[35]では、基礎点が技術点の1/660、加算点が技術点の659/660であり、基礎点は、形式的には存在するが、実質的にはないに等しいからである。

加算方式では、除算方式の1つ目の問題、すなわち、極端な安値入札であれば技術点が低くても落札できてしまうという問題は、解消されているが、2つ目の問題である算出式の意味の合理性は、除算方式と同様に見出せない。特許庁情報システムに関する技術検証委員会は、「技術力を重視する評価手法の限界を超える低い価格で入札がなされた場合、技術的難易度が高いプロジェクトにも拘わらず、技術的能力の低いベンダを選ぶ結果となるおそれがある。」ため、「例えば、システム開発の責任者や作業者がシステム化の対象となった業務分野において高いレベルの資格を有しているか、大規模なプロジェクトに対応できるマネジメント能力があるか、業務知識を設計・開発の現場レベルまで浸透できるような組織体制を組めるか等に着目し、これらに該当すれば大きく加点する等、重視すべき評価項目の配点を大きくする。また、他者より優れた提案を行った者には大きく加点を行う相対評価を導入することも有効と考えられる。」ことを提案しているところ、これに論理矛盾が存在することを岩崎(2017)が指摘している。公共工事では、除算方式、加算方式ともに合理的である[36]が、官公庁の情報システム調達では、受注希望者のプロジェクト遂行能力次第でプロジェクトが失敗するおそれがあるという特性を考慮すると、除算方式、加算方式ともに、算出式が合理的とは言えないため、特許庁情報システムに関する技術検証委員会の検証における提案が論理矛盾に陥るのである。

## 6. 2020年方式

以上を踏まえ、筆者が考案した方式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{総合点} &= (\text{提供サービス点 a} + \text{費用点 b}) \times \text{実現可能性点 c} \\ &= (\text{仕様のサービス価値点 d} + \text{仕様を上回るサービスの価値点 e} + \text{費用点 b}) \\ &\quad \times \text{実現可能性点 c} \end{aligned}$$

まず、算出式の理論的根拠を説明する。国土交通省のガイドライン[36]が示す通り、公共工事のように、受注者選定にあたり、プロジェクトの失敗の可能性を考慮しなくてよいのであれば、除算方式も加算方式も、一定の合理性がある。そして、官公庁の情報システム調達では、福井、森の先行研究が示す

とおり、除算方式は不適切である。官公庁の情報システム調達に加算方式を適用することについては、しばしばプロジェクトが失敗するという、実現可能性を考慮しなければ、公共工事と同様、妥当と考えられる。したがって、提供サービス点 a と費用点 b を加算して評価することは、適切と考えられる。

しかしながら、提供サービス点 a と費用点 b を足し合わせたもの、すなわち、受注希望者が、よいものをリーズナブルな費用で提供すると約束しても、岩崎 (2017)、岩崎 (2019) [37]が指摘するとおり、それが空手形、絵に描いた餅になってしまうのは、意味がない。したがって、a+b に、実現可能性点 c を掛けることとする。

仕様のサービス価値点 d は、仕様を満たす受注希望者、すなわち、失格以外のすべての受注希望者に等しく与えられる。ゆえに、基礎点と言い換えてもよい。従来の加算方式において、基礎点が無意味であり、地方公共団体では基礎点を廃止していることが多く、国でも、事実上廃止していることは、すでに説明した。しかし、筆者が適切と考える算出式では、次の表1「基礎点なしの順位」及び表2「基礎点ありの順位」のとおり、基礎点 d を設けることにより、仕様を上回るサービスの価値点 e と費用点 b が総合点に与える影響を小さくして、実現可能性点 c の与える影響を大きくする効果がある。

表1 基礎点なしの順位

項番	受注希望者	b	c	d	e	総合点 (※)	順位	提案の特徴
1	(満点)	5	100	—	5	1,000	—	—
2	M社	0	80	—	0	0	2	仕様を超えるサービスは、提供しない。費用も高い。しかし、プロジェクト遂行能力は比較的高い。
3	N社	5	70	—	5	700	1	仕様を超えるサービスを提供する。費用も安い。プロジェクト遂行能力は、M社よりやや劣る。

※  $(e+b) \times c$

表2 基礎点ありの順位

項番	受注希望者	b	c	d	e	総合点 (※)	順位	提案の特徴
1	(満点)	5	100	90	5	10,000	—	—
2	M社	0	80	90	0	7,200	1	仕様を超えるサービスを提供しない。費用も高い。しかし、プロジェクト遂行能力は比較的高い。
3	N社	5	70	90	5	7,000	2	仕様を超えるサービスを提供する。費用も安い。プロジェクト遂行能力は、M社よりやや劣る。

※  $(d+e+b) \times c$

表1のとおり、受注希望者が最低限の仕様しか実現しない、価格も発注者が想定する予算ぎりぎり、しかし、プロジェクトの完遂の見込みが高いにもかかわらず、総合点が0点というのは、おかしい。仕様どおりのものを、高確率で提供できるのであるから、その点を評価すべきである。したがって、2020年方式では、理論上、基礎点が必要である。

次に、この算出式の運用であるが、dを高くし、bとeを低く抑えるべきである。cは、メリハリをつけて採点する。bには、入札価格以外の費用を含める。たとえば、発注者がデータセンタの仮想サーバを用いているときは、サーバを発注者が提供することになる。受注希望者は提案書でサーバの性能と台数を明示し、発注者がそれを金額に換算して費用点に含める。将来の改修費用を評価してもよいが、その方法は、別の機会に論じることとする。

算出式は、たとえ合理的であっても、情報システム開発プロジェクトの成功率向上に資するものでなければ実務では採用できないところ、表2のように、受注希望者のプロジェクト遂行能力の評価が入札結果を大きく左右する落札者決定基準を作成することが可能である。したがって、この算出式は、情報システム開発プロジェクトの成功率向上に資するものである。

岩崎(2017)は、発注者が複数の受注希望者の中から、絶対安心安全な者を見分けられないときは、発注者がプロジェクト遂行能力を最良と判断した者を選ぶべきとしている。これは、実用的であるが、理論的な裏付けが弱く、国民、住民、受注希望者、そして発注者内部の上司など意思決定者といったステークホルダーの理解がやや得にくいという欠点があった。2020年方式であれば、この先行研究に基づき選定したときと入札結果がほぼ同一になり、しかも、ステークホルダーの理解が得やすいと考えられる。

なお、従来の加算方式でも、実現可能性点を総合点の90ないし95%にすれば、2020年方式と同様に発注者がプロジェクト遂行能力を最良と判断した者を選べる可能性が高いため、情報システム開発プロジェクトの成功率は向上するが、2020年方式と比べて算出式の合理性に欠ける。

余談であるが、この算出式は、公共工事においても、プロジェクト遂行が危ぶまれる難易度の高い案件について、適用を検討する余地があるのではないか。

## 7. 法令等の改正要否

2020年方式を採用するにあたり、国では、平成25年7月19日調達関係省庁申合せにおいて、入札価格に基づき価格点を算出すること、価格点は、全体の1/4以上にすることが定められているため、この申合せの改正が必要である。地方公共団体では、地方自治法及び同施行令には、特段、支障になる規定はないので、それぞれの団体が有する規則やガイドライン等で抵触するものがあれば、改正することとなる。

## 8. 結論

本研究により、官公庁の情報システム調達における総合評価落札方式の落札者決定基準において、現在主流となっている加算方式は、算出式が合理性に欠けることが明らかになった。そして、落札者決定基準の算出式のあるべき姿が次のとおりであることが明らかになった。

$$\begin{aligned} \text{総合点} &= (\text{提供サービス点 } a + \text{費用点 } b) \times \text{実現可能性点 } c \\ &= (\text{仕様のサービス価値点 } d + \text{仕様を上回るサービスの価値点 } e + \text{費用点 } b) \\ &\quad \times \text{実現可能性点 } c \end{aligned}$$

dを高くし、bとeを低く抑え、かつcを、メリハリをつけて採点すれば、cが入札結果を大きく左右する落札者決定基準を作成することが可能である。これによって、落札者決定基準の算出式が、情報システム開発プロジェクトの成功率向上に資することができる。

## 9. 残された課題

受注希望者のプロジェクト遂行能力をいかに見極めて評価するかが課題である。この課題は簡単ではないが、従来の評価手法である受注希望者の体制や形式的な実績に加え、特許庁情報システムに関する技術検証委員会[2]が提案する通り、提案書に過去の開発実績について規模も含めて提示させる、プロジェクト全体について具体的な作業項目が分かるWBSを記載させることが考えられる。すでに、提案書には体制図やコミュニケーションルールなどを記載させることがあるので、これらに加えてWBSを添

付させるのであれば、筆者は、プロジェクト計画書（案）という形式で提出することを求めた方がよいと考える。また、官公庁が、受注者の仕事ぶりを事後評価し、データベースに登録して、他の官公庁が閲覧できるようにし、後進の発注者が評価に用いることが考えられる。先進の発注者がすくないときは、岩崎（2018）が提案するとおり、先進の民間の受注者からの口コミを考慮することが考えられる。そして、岩崎（2013）が提案するとおり、発注者が技術的対話（競争的対話）[38][39]を通して、受注希望者のプロジェクト遂行能力について心証を形成し評価することも考えられる。

特に、技術的対話（競争的対話）については、岩崎（2013）、金崎[40]の先行研究が、受注希望者のプロジェクト遂行能力評価以外にもメリットがあることを明らかにしている。岩崎（2013）は、受注希望者による仕様の理解が深まり、既存受注者以外の受注希望者による、開発及び運用工数の見誤り防止につながるなどのメリットがあるとしている。金崎は、情報システム調達では、発注者と受注希望者との間で受注希望者に情報が偏在するという情報の非対称性があり、それが競争性の確保を阻害しているところ、技術的対話（競争的対話）により、情報の非対称性を小さくできるとしている。

これらの課題の詳細については、別の機会に論じることとしたい。

## 10. 謝辞

今年のお正月に配信されるメールマガジンの原稿をメルマガ編集委員に提出したとき、委員の芳賀先生から「評価項目と選択肢がそれぞれ複数あるときの意思決定の問題は、一般的に今まで種々整理されてきていますから、それらを考慮しながら、より優れた落札者決定基準がつくっていきそうですね」というご意見をいただいた。この言葉を1か月以上考え続けていた冬のある朝、数学の期待値理論を用いればよいことに気づいた。芳賀先生のお言葉がなければ、いつまでもこの問題を解決できなかったかもしれない。最後に、発表の機会をくださった情報システム学会と、発表準備の時間を確保してくれた、妻、母、子に深く感謝したい。

## 参考文献

- [1] ロイター, "自民総裁選3候補が所信演説、菅氏「デジタル庁新設・縦割り排す」", <https://jp.reuters.com/article/japan-ldp-election-idJPKBN25Z0QN> 参照 2020-9-20, 2020.
- [2] 特許庁情報システムに関する技術検証委員会, "技術検証報告書～フォローアップ結果とりまとめ～", <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/system/document/index/houkoku.pdf> 参照 2020-9-20, 2012.
- [3] 岩崎和隆, "地方の公的機関の情報システム調達実務における供給者評価方法について", [https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/8/0/8\\_d2-1/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/8/0/8_d2-1/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 情報システム学会全国大会論文集, 2012年8巻 D2-1, 2012.
- [4] 地方公共団体情報システム機構, "地方支援アドバイザーの派遣/課題解決型マッチング事業\_概要", [https://www.j-lis.go.jp/spd/adviser/adviser\\_gaiyou.html](https://www.j-lis.go.jp/spd/adviser/adviser_gaiyou.html) 参照 2020-9-20, 2020.
- [5] 地方公共団体情報システム機構, "情報化に関するFAQ（平成31年度, 令和元年度）", [https://www.j-lis.go.jp/spd/adviser/adviser\\_gaiyou/faq\\_h31r1q.html](https://www.j-lis.go.jp/spd/adviser/adviser_gaiyou/faq_h31r1q.html) 参照 2020-9-20, 2020.
- [6] 福井秀樹, "官公庁による情報システム調達入札", <https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/mag/pdf/j29d02.pdf> 参照 2020-9-20, 会計検査研究, No.29, 2004, pp.25-35.
- [7] 森省吾, "情報システムに関する政府調達について", [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/56/4/56\\_KJ00004287550/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/56/4/56_KJ00004287550/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 情報の科学と技術, 2006年56巻4号, 2006, pp.178-182.
- [8] 森田勝弘, "日本の電子政府政策の歩みと問題提起", [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsim/34/4/34\\_KJ00009409631/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsim/34/4/34_KJ00009409631/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 日本情報経営学会誌, 2014年34巻4号, 2014, pp.90-103.
- [9] 津田博, "地方自治体のIT調達における総合評価一般競争入札に関する実証研究", [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsim/35/3/35\\_KJ00010007769/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsim/35/3/35_KJ00010007769/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 日本情報経営学会誌, 2015年35巻3号, 2015, pp.71-82.
- [10] 岩崎和隆, "官公庁情報システム調達制度のひずみ", [https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/9/0/9\\_b2-2/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/9/0/9_b2-2/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 情報システム学

会全国大会論文集, 2013年9巻 B2-2, 2013.

- [11]岩崎和隆, ”官公庁の情報システム取得時の総合評価落札方式における供給者のプロジェクト遂行能力評価の取扱い”, [https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/13/0/13\\_c14/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/proceedingsissj/13/0/13_c14/_pdf/-char/ja) 参照 2020-9-20, 情報システム学会全国大会論文集, 2017年13巻 S1-C.4, 2017.
- [12]岩崎和隆, ”官公庁の情報システム調達における供給者選定方法の課題”, <http://www.issj.net/conf/issj2018-papers/papers/pfiles/d13.pdf> 参照 2020-9-20, 情報システム学会全国大会論文集, 2018.
- [13]平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承, ”情報システムに係る政府調達制度の見直しについて”, [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/030329\\_1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235321/www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/030329_1.html) 参照 2020-9-20, 2002.
- [14]平成14年7月12日調達関係省庁申合せ, ”情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド”, [https://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/27tyoutatu/huzokusiryu/h2\\_4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/27tyoutatu/huzokusiryu/h2_4.pdf) 参照 2020-9-20, 2002.
- [15]各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定, ”デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン”, [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun\\_guideline\\_20200331.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_20200331.pdf) 参照 2020-9-20, 2020.
- [16]内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室, ”デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書 (第3編第6章 調達) ”, [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/kaisetusyo\\_3-6\\_20200331.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/kaisetusyo_3-6_20200331.pdf) 参照 2020-9-20, 2020.
- [17]内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室, ”デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック (第3編第6章 調達) ”, [https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/jissen-guide\\_6\\_20200331.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/jissen-guide_6_20200331.pdf) 参照 2020-9-20, 2020.
- [18]公共工事における総合評価方式活用検討委員会, ”公共工事における総合評価方式活用ガイドライン”, [http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryu/sougou/iinkai/guideline\\_honpen.pdf](http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryu/sougou/iinkai/guideline_honpen.pdf) 参照 2020-9-20, 2005.
- [19]栃木県森林整備課, ”別紙1 基礎審査表”, <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/documents/rakusatusyaketteikijyun2.pdf> 参照 2020-9-20, 2020.
- [20]埼玉県, ”埼玉県告示第11号”, [http://www.pref.saitama.lg.jp/kenpou/bn/R01\\_05/0514\\_t3/item/11374/t3\\_20190514i11374.pdf](http://www.pref.saitama.lg.jp/kenpou/bn/R01_05/0514_t3/item/11374/t3_20190514i11374.pdf) 参照 2020-9-20, 2019.
- [21]長野県, ”長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託落札者決定基準”, [https://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/other\\_notice/bid/53020/98868.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/other_notice/bid/53020/98868.pdf) 参照 2020-9-20, 2019.
- [22]奈良県, ”奈良県統合ネットワーク機器賃貸借及び運用・保守・監視・解析業務委託 入札公告”, <http://www.pref.nara.jp/secure/67503/0519-ICT-koukoku.pdf> 参照 2020-9-20, 2020.
- [23]香川県, ”香川県防災情報システム構築及び運用保守業務 入札公告”, <https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/kenpo/2019index/2019/0212u1.pdf> 参照 2020-9-20, 2019.
- [24]札幌市保健福祉局保健所健康企画課, ”提案評価表”, [https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kenkousuisinn/documents/21\\_teianhyouka.pdf](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kenkousuisinn/documents/21_teianhyouka.pdf) 参照 2020-9-20, 2016.
- [25]新潟市教育委員会学務課, ”入札説明書 調達役務名 新潟市教育ネットワーク構築事業教育ネットワーク基盤および統合型校務支援システム構築業務”, [https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top/heisei31-wto-koukoku.files/31wto-nyusatsusetsumei92.pdf](https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/heisei31-wto-koukoku.files/31wto-nyusatsusetsumei92.pdf) 参照 2020-9-20, 2019.
- [26]横浜市港湾局港湾管財部管財第一課, ”次期横浜港湾情報システム開発業務委託落札者決定基準”, [https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/sonota-keiyaku/2018izen/kowan/seisaku-chosei/jikisystem-nyusatu2.files/0008\\_20191009.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/sonota-keiyaku/2018izen/kowan/seisaku-chosei/jikisystem-nyusatu2.files/0008_20191009.pdf) 参照 2020-9-20, 2017.
- [27]一宮市, ”一宮市病院情報システム落札者決定基準書”, <https://municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp/wp-content/uploads/2018/09/%E7%97%85%E9%99%A2%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E7%B7%8F%E5%90%88%E8%A9%95%E4%BE%A1%E8%90%BD%E6%9C%AD%E8%80%85%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E5%9F%BA%E6%BA%96%E6%9B%B8.pdf> 参照 2020-9-20, 2018.
- [28]箕面市市民部戸籍住民異動室, ”提案書に関する評価項目一覧”, <https://www.city.minoh.lg.jp/simin/documents/hyoukakoumoku.pdf> 参照 2020-9-20, 2020.
- [29]神戸市, ”神戸市公告第702号”, <https://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/img/koukoku702.pdf> 参照 2020-9-20, 2010.
- [30]松山市理財部資産税課, ”技術評価採点基準”, <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/h30itaku/shisanzeigis.files/rakusatsuhyoukakijyun.pdf> 参照 2020-9-20, 2018.

- [31] 益田市入札監理室, ”益田市業務委託等総合評価競争入札実施の手引き”,  
[https://www.city.masuda.lg.jp/uploaded/life/21014\\_52659\\_misc.pdf](https://www.city.masuda.lg.jp/uploaded/life/21014_52659_misc.pdf) 参照 2020-9-20, 2016.
- [32] 地方独立行政法人広島市立病院機構, ”入札説明書”,  
<http://www.hcho.jp/wp-content/uploads/bid/2014/05/021.pdf> 参照 2020-9-20, 2014.
- [33] 鳥取県総務部情報政策課, ”鳥取県情報システム調達ガイドライン”,  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1209537/gaidorainR0205.pdf> 参照 2020-9-20, 2020.
- [34] 平成 25 年 7 月 19 日調達関係省庁申合せ, ”情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン”, [https://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/27tyoutatu/huzokusiryou/h2\\_5.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/27tyoutatu/huzokusiryou/h2_5.pdf) 参照 2020-9-20, 2013.
- [35] 厚生労働省労働基準局労災保険業務課, ”「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システムの運用等業務一式」提案書作成要領・総合評価基準書”,  
[https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/20161012-1/dl/20161012-01\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/20161012-1/dl/20161012-01_01.pdf) 参照 2020-9-20, 2016.
- [36] 国土交通省大臣官房地方課, 同大臣官房技術調査課, 同大臣官房官庁営繕部計画課, ”国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン”,  
<https://www.mlit.go.jp/common/000996238.pdf> 参照 2020-9-20, 2013, pp.3-1~3-6.
- [37] 岩崎和隆, ”官公庁情報システムの調達制度の現状と課題 (2)”,  
<http://www.issj.net/mm/mm14/09/mm1409-gk-gk.pdf> 参照 2020-9-20, 情報システム学会メールマガジン, No.14-09, 連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第4回, 2020.
- [38] 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定, ”情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子”, [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190529kettei\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190529kettei_1.pdf) 参照 2020-9-20, 2019.
- [39] 公共サービス改革担当事務局, ”競争的対話方式の活用”,  
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9393987/www.cao.go.jp/sasshin/koukyo-service/meeting/121029/pdf/1-7.pdf> 参照 2020-9-20, 2012.
- [40] 金崎健太郎, ”情報システム調達の政策学”, 関西学院大学出版会, 2020, pp.121-122, pp.131-136.